

専門医新規申請の要件として「歯内療法の臨床研修」が
義務付けられます

2015年1月1日から、専門医新規申請の要件として「歯内療法の臨床研修」が義務付けられます。下記の研修のいずれかを履修し、その証明を得る必要があります。

1. 本会認定研修施設として登録されている病院および診療所に勤務されている会員は、5年以上常勤として勤務し、その証明を得る。
2. 本会認定研修施設以外の病院または診療所に勤務および開業の会員は、本会認定臨床研修の認定カリキュラムⅠ～Ⅶを7年以上かけて履修し、その証明を得る。

日本歯内療法学会専門医制度規定第4条 3)

歯内療法の臨床研修を本会認定研修施設においては常勤にて5年以上、本会認定臨床研修においては7年以上積んでいること。但し、本会認定研修施設での研修が3年に満たない場合、あるいは常勤でない場合は本会認定臨床研修を7年間履修する。なお、本会認定研修施設での研修が5年に満たない場合の不足分は、研修年数5年間からの不足年数の倍年数を本会認定臨床研修にて履修する。

本会認定研修施設以外に勤務されている一般会員のために

認定臨床研修は、大学病院などの本会認定研修施設で常勤として臨床研修を積むことが困難な一般会員に対して、専門医への道を開くために開催されています。研修は年2回、東京と大阪で開催され、専門医新規申請の修得点数は1回の参加につき1点です。ただし、受講できる回数は年に1回と限らせていただいております。

専門医・指導医の情報整理のために

認定臨床研修は、本会の専門医や指導医の資格をすでに取得されている会員も参加できます。受講料は半額で、専門医更新時の修得点数は1回の参加につき4点です。情報を整理するうえでも有意義な研修会となるでしょう。是非ご参加ください。

カリキュラムおよび申し込みの詳細は学会ホームページで

認定臨床研修のカリキュラムおよび申し込み方法の詳細については、学会ホームページの[「学術大会・セミナー一覧」](#)をご参照ください。

認定審議会委員長 佐久間克哉